

平成20年8月8日
長崎県警察本部訓令第8号
最終改正令和5年3月16日

長崎県警察用船舶の管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 船舶の保全（第8条－第14条）
- 第3章 船舶の整備（第15条－第18条）
- 第4章 船舶の派遣（第19条）
- 第5章 記録及び報告（第20条－第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察用船舶の管理を適正に行い、常にその良好な機能を維持し、警察活動に支障のないようにするため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶 長崎県警察が所有する船舶で専ら海上における警察活動の用に供するものをいう。
- (2) 船舶管理 次に掲げる事項をいう。
 - ア 船舶の点検整備
 - イ 船舶に附属する船具及び装備品の点検整備
 - ウ 船舶係留施設の管理
 - エ その他船舶の維持管理上必要と認められる事項
- (3) 船舶乗務員 船舶に乗船する警察職員で次に掲げる者をいう。
 - ア 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶操縦者
- (4) 広域活動 2以上の警察署の管轄区域にわたる警察活動をいう。

（総括船舶管理者）

第3条 長崎県警察本部に総括船舶管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括船舶管理者は、船舶の良好な機能を維持するため、適正な船舶管理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(副総括船舶管理者)

第4条 長崎県警察本部に副総括船舶管理者を置き、警務部装備施設課長をもって充てる。

2 副総括船舶管理者は、適正な船舶管理に関し必要な措置について、総括船舶管理者を補佐するものとする。

(船舶管理者)

第5条 船舶を配置された所属に船舶管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 船舶管理者は、配置された船舶の円滑かつ効果的な運航を確保するため、適正な船舶管理に努めなければならない。

3 船舶管理者は、配置された船舶に関する船舶管理について責任を負うものとする。

4 広域活動における部隊の指揮官及び船舶の派遣を受けた所属長についても、当該広域活動又は当該派遣に係る活動の期間中における船舶管理者とみなす。

(副船舶管理者)

第6条 船舶を配置された所属に副船舶管理者を置き、政策調整官、管理官、次席調査官、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 副船舶管理者は、適正な船舶管理のため必要な事項について、船舶管理者を補佐するものとする。

(船舶担当者)

第7条 各船舶に船舶担当者を置き、当該船舶の船舶乗務員のうち船長をもって充てる。

2 船舶担当者は、担当する船舶に関する船舶管理の実務について責任を負うものとする。

第2章 船舶の保全

(船舶の運航)

第8条 船舶は、船舶管理者の許可がなければ運航してはならない。

2 船舶管理者は、海象及び気象の状況その他の諸条件から総合的に判断し、運航の安全を期し難いと認めたときは、許可しないものとする。

(管理保全)

第9条 船舶乗務員は、海事法令を厳守し、適正な船舶管理に努めなければならない。

2 船舶担当者を除く船舶乗務員は、船舶担当者の指揮の下、船舶管理上必要な業務を行うものとする。

(事故防止等)

第10条 船舶担当者は、次に掲げる事項に留意し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 船舶を運航するときは、警戒要員を配置し、他の船舶の運航等に注意すること。
- (2) 船舶を接岸するとき、及び他船に接舷するときは、防舷材等を適切に使用し、船体を損傷させることのないようにすること。
- (3) 離船するときは、係留及び船室等の施錠を確実にし、船舶並びに船具及び装備品の盗難その他の事故防止について、適切な措置を講ずること。

(係留)

第11条 船舶担当者は、船舶を使用しないときは、必ず所定の場所に係留しなければならない。ただし、船舶管理者が必要と認めた場合は、所定の場所以外に一時的に係留することができる。

(避難)

第12条 天候不良等により、船舶管理者が船舶管理上必要と認めたときは、他の安全な場所に避難させなければならない。

(船舶の監視)

第13条 天候不良の場合、所定の場所以外に係留する場合等において、船舶管理者が必要と認めたときは、船舶乗務員に船舶の監視を命ずることができる。

- 2 船舶の監視を命ぜられた船舶乗務員は、天候の変化に留意し、船舶の異常の有無を確認するとともに、船舶管理上適切な措置を講じなければならない。

(損傷等報告)

第14条 船舶担当者は、事故等による船舶の損傷、異状等が発生したときは、直ちに適切な保全措置を講ずるとともに、その状況を船舶管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた船舶管理者は、速やかに、船舶損傷報告書（別記様式第1号）により総括船舶管理者に報告しなければならない。ただし、重大な事故等による場合は、口頭又は適宜の方法により直ちに報告するものとする。

第3章 船舶の整備

(点検整備)

第15条 船舶担当者は、常に船舶の良好な機能を維持するため運行前等に、船体、機関、船具及び装備品の点検整備を実施し、異状があるときは、速やかに船舶管理者に報告しなければならない。

(定期点検整備)

第16条 船舶管理者は、6か月に1回以上、船体上架による点検整備を行わなければならない。

(修理整備)

第17条 船舶管理者は、船舶を修理する必要があるとき、又は船舶の部品を購入する必要があるときは、船舶整備申請書（別記様式第2号）により総括船舶管理者に申請しなければならない。ただし、配当予算の範囲内で修理又は購入することができる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、緊急を要するときは、電話その他の方法で申請することができる。この場合において、事後速やかに、船舶整備申請書を提出しなければならない。

3 総括船舶管理者は、前2項の規定による申請を受理したときは、必要な整備方法又は物品購入の要否を決定し、船舶管理者に通知するものとする。

（部外修理）

第18条 部外修理を実施するときは、必ず船舶乗務員が立ち会い、修理箇所を指示するとともに、必要に応じ監督するものとする。

2 船舶担当者は、部外修理が終わったときは、精密な検査を行い、異状の有無を確認しなければならない。

第4章 船舶の派遣

（船舶の派遣要請を受けた船舶管理者の措置）

第19条 船舶管理者は、他の所属長から船舶の派遣要請を受けたときは、船舶及び船舶乗務員を当該要請先へ派遣することができる。

2 前項の場合において、船舶管理者は、事前に、派遣の理由、派遣期間、活動区域等を書面により総括船舶管理者に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後速やかに報告するものとする。

第5章 記録及び報告

（船舶日誌）

第20条 船舶管理者は、船舶に船舶日誌（別記様式第3号）を備え付けなければならない。

2 船舶担当者は、船舶の使用又は整備の都度、船舶日誌に必要事項を記録し、船舶管理者の確認を受けなければならない。

（船舶管理月報）

第21条 船舶管理者は、毎月、船舶管理月報（別記様式第4号）を作成し、翌月10日までに総括船舶管理者に報告しなければならない。

（船舶台帳等）

第22条 警務部装備施設課及び船舶を配置された所属に船舶台帳（別記様式第5号）、船歴簿（別記様式第6号）及び警察用船舶履歴カード（別記様式第7号）を備え付け、必

要事項を記録しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

1 年 保 存 年 3 月 31 日 満 了

FNo. -
() 第 号
年 月 日

総括船舶管理者 殿

船舶管理者 名

船舶損傷報告書

船 名		船 質		型 別		製造年	
船舶乗務員	船 長		機関士				
乗 船 者							
発 生 日 時	年 月 日 時 分 ごろ						
発 生 場 所							
発生時天候、波高等	天候	波高	風向	風力			
損 傷 箇 所							
損 傷 状 況							
備 考							

1 年 保 存 年 3 月 31 日 満 了

FNo. -
 () 第 号
 年 月 日

総括船舶管理者 殿

船舶管理者 名

船 舶 整 備 申 請 書

船 名		船 質		型 別		製 造 年	
整備の理由							
整備予定金額	整備着手 予定年月日	整備完了 予定年月日	予定日数	整備予定業者名			
円	月 日	月 日	日間				
整備箇所名	部 品 名	数 量	金 額	備 考			
備 考							

別記様式第3号(第20条関係)

船 白 日 誌

船 管 船 理 者		副 管 船 理 者		課 長		係 長		主 任		係		船 船 乗 務 員
年 月 日 曜日			天 候	気 温	風 向	風 力	波 高					
運 航 記 録												
出 港 時 間		入 港 時 間		行 先			運航距離	機 関 起 動 時 間		用 務		
時	分	時	分				km	時	分			
船舶使用時間					計							
燃 料		前 日 残 量	補 給 量		使 用 量		残 量					
潤 滑 油												
記 事												

1 年 保 存
年 3 月 31 日 満 了

FN o. -

() 第 号
年 月 日

総 括 船 舶 管 理 者 殿

船 舶 管 理 者 名

年 月 分 船 舶 管 理 月 報

船 名		運航キロ数	船舶使用時間	機関起動時間	使 用 回 数		
		km	時 間 分	時 間 分	警ら取締	回	
燃料等使用状況	燃 料	前月繰越量	当月購入量	当月使用量	当月残量	捜 査	回
		リットル	リットル	リットル	リットル	警備警戒	回
	潤滑油	前月繰越量	当月購入量	当月使用量	当月残量	そ の 他	回
		リットル	リットル	リットル	リットル	計	回
燃料費執行状況	配 当 金 額 (A)		円	燃 料 単 価	備 考		
	当 月 支 出 金 額 (B)		円				
	支 出 合 計 金 額 (C)		円				
	残 額 (A-C)		円				
修 理 費 執 行 状 況	配 当 金 額 (A)		円	備 考			
	当 月 支 出 金 額 (B)		円				
	支 出 合 計 金 額 (C)		円				
	残 額 (A-C)		円				
	当 月 支 出 内 訳	船 体	上 架 ・ 塗 装	円			
			そ の 他	円			
		機 関		円			
				円			
		装 置		円			
				円			
消 費 税	円						
修 理 費 計	円						
消 耗 品 費 執 行 状 況	配 当 金 額 (A)		円	備 考			
	当 月 支 出 金 額 (B)		円				
	支 出 合 計 金 額 (C)		円				
	残 額 (A-C)		円				
	当 月 支 出			円			
		円					
		円					
		円	潤滑油単価	円			

(裏)

船 舶 運 航 状 況					
用途 区分	使 用		使 用 の 場 所	事 案 の 概 要	備 考
	日	時 間			
警 ら ・ 取 締 り					
捜 査					
警 備 ・ 警 戒					
そ の 他					
計					

船 舶 台 帳

船名 _____

(写真貼付)

配 置 所 属	航 行 区 域	造 船 所	補助機関種類型式
配 置 年 月 日	ト ン 数	進 水 年 月	補助機関製造会社
係 留 地	船 質	建 造 年 月	燃料タンク容量
船 籍 港	船 舶 の 長 さ	機 関 製 造 会 社	1 時間燃料消費量
船 舶 番 号 等	船 舶 の 幅	機 関 種 類 型 式	航 続 距 離
船 舶 所 有 者	船 舶 の 深 さ	機 関 製 造 年 月	航 続 時 間
乗 船 定 員 (船 員)	最 高 速 力	機 関 馬 力	バッテリー容量、個数
最 大 と う 載 人 員	巡 航 速 力	主 燃 料 種 類	

警察用船舶履歴カード

年 月 日 作成

整理番号					
------	--	--	--	--	--

船名 _____

都道府県(方面)警察	年 月	年 月	年 月	船 体			
配置警察署	年 月	年 月	年 月	船 質		/	
所有者	年 月	年 月	年 月	船 型		/	
船舶番号	年 月	年 月	年 月	総 ト ン 数	. トン	. トン	
船籍(定けい)港	年 月	年 月	年 月	尺 度	全 長	. メートル	. メートル
航 行 区 域	年 月	年 月	年 月		長 さ	. メートル	. メートル
					幅	. メートル	. メートル
					深 さ	. メートル	. メートル
最大速度	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット	排 水 量	. トン	. トン	
連続最大速度	年 月 ノット	年 月 ノット	年 月 ノット	き っ 水	. メートル	. メートル	
航 続 距 離	年 月 カイリ	年 月 カイリ	年 月 カイリ	建(改)造年月	年 月	年 月	
乗 船 定 員	船 員	年 月 名	年 月 名	年 月 名	建(改)造地		
	そ の 他	名	名	名	建(改)造会社		

摘 要	
--	--

(第2面)

主 機 関 (基)			補 助 機 関			主 要 装 備 (設 備)			
種 類			用 途			レ ー ダ ー	年 月	年 月	
名 称			種 類			G P S	年 月	年 月	
連続最大出力	P S / R P M	P S / R P M	名 称			ロ ラ ン	年 月	年 月	
過 負 荷 出 力	P S / R P M	P S / R P M	連続最大出力	P S / R P M	P S / R P M	コ ン パ ス	年 月	年 月	
主 燃 料 種 類			主 燃 料 種 類			探 照 灯	年 月	年 月	
主 燃 料 消 費 量	リットル/時	リットル/時	と う 載 年 月	年 月	年 月	投 光 器	年 月	年 月	
減 速 比	: 1	: 1	推 進 器	直 径	ミリメートル	ミリメートル	拡 声 器	年 月	年 月
推進軸回転方向	船尾よりみて 回転	船尾よりみて 回転		ピ ッ チ	ミリメートル	ミリメートル	音 響 測 深 器	年 月	年 月
機 関 番 号				翼 数	翼	翼	警 察 無 線 機	年 月	年 月
製 造 年 月	年 月	年 月		採用年月	年 月	年 月	港 湾 無 線 機	年 月	年 月
と う 載 年 月	年 月	年 月	燃 料 タ ン ク の 容 量 及 び 個 数	年 月 個 リットル	年 月 個 リットル	風 速 風 向 計	年 月	年 月	
製 造 (納 入) 会 社	年 月	年 月		× ×	× ×	冷 房 設 備	年 月	年 月	
摘 要				取 得	年 月 日	年 月 日	暖 房 設 備	年 月	年 月
					原 因		寝 台 設 備	年 月	年 月
					価 格	円	調 理 設 備	年 月	年 月
					取 得 先		便 所 設 備	年 月	年 月
放 出				年 月 日	年 月 日	搭 載 艇	年 月	年 月	
				原 因		ダ ビ ッ ト	年 月	年 月	
				価 格	円		年 月	年 月	
				放 出 先			年 月	年 月	

(写真面)

船名 _____

年 月 日 撮影

整理番号					
------	--	--	--	--	--